

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 相続対策と課税の公平
2. 税務カレンダー（2023年12月、2024年1月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

大きい声を出して、いつも元気にニコニコしていれば、
たいていのことはうまくいきます

樋口廣太郎（アサヒビール中興の祖）

※経営者100の言葉より引用

相続対策と課税の公平

タワーマンション事件では、被相続人が事業承継の目的で取得したマンションの相続税評価は、財産評価基本通達（評価通達）によるのではなく、総則6項を適用した鑑定評価額によるとして追徴課税されました。

相続人は相続税評価額をマンション取得のための借入金と相殺し、相続税額をゼロと申告しましたが、銀行に残された資料等から一連の取引が租税負担の軽減を意図したものであると認定されました。

◆相続対策に対する課税

相続対策は、生前に財産を組替え、移転させることにより、課税価格を少なくして相続時の税負担を圧縮させるものですが、これらは法令に従う限り、本来、適法であり、実際、申告には路線価等に基づく評価が求められます。

一方で、評価通達には、総則6項が別に定められており、通達による評価が著しく不相当と認められるときは、評価通達ではなく、国税庁長官の指示を受けて評価すると規定されていますが、その場合は納税者の意に反して課税されることとなります。総則6項の「著しく不相当」がどの程度を指すのか明確に規定されていませんが、最高裁は実質的な租税負担の公平に反する事情がある場合には、合理的な理由があると認められるので、評価通

達によらなくても平等原則に反しないと判示しました。

◆租税法律主義との相克

評価通達によらずに課税庁が評価するとなると、そこには課税庁の恣意性が働き、納税者にとっては自分の申告が適法か予測できず、いつ否認されるかわからない不安定なものとなってしまいます。

総則6項を適用するのは、行き過ぎた税負担の圧縮が行われたときとされますが、その判断を納税者に求めるのは無理があり、課税庁が財産評価を決め、変更することを自由にできるのであれば、申告納税制度の根幹が損なわれてしまいます。

◆租税公平主義を意識した相続対策

国税庁はパブリックコメントでマンションなど居住用の区分所有財産の評価について、市場価格と相続税評価額との乖離を埋める基準を公表しましたが、相続対策に対する判断基準を示しているわけではありません。課税庁には恣意的な課税をさせないため、適正な課税ルールを法律で定めることを求めつつ、納税者には今後も租税公平主義を意識した相続対策が求められそうです。

2023年12月の税務

12月11日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月～11月分）の納付

翌年1月4日

●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

2024年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）

1月31日

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

人生をガラリと変える「帰宅後ルーティン」



ジャンル	自己啓発・マインド	生産性・時間管理
著者	リュ・ハンビン	小笠原藤子（訳）
出版社	文響社	
定価	1,848円（税込）	出版日 2023年07月11日
評点		
総合	3.7	明瞭性 3.5
革新性	3.5	応用性 4.0

本書の著者、リュ・ハンビン氏は、時間管理や副業に関する情報発信で人気を博している、韓国のインフルエンサーだ。本業は獣医師であり、かつては仕事から帰ると倒れ込むようにして眠っていたが、「帰宅後ルーティン」を生活に取り入れてからというものの、やりたいことをすべて実現できるようになったそうだ。本書ではそんな著者によって、帰宅後ルーティンを取り入れるメリットや、具体的な実践方法、時間活用術、ルーティンが思うように進まないときの対処法などが紹介されている。

特に印象的だったのは、帰宅後の時間をダラダラと過ごすのがいかにもつたいないことを語っているパートだ。平日の夜の時間は儚く過ぎ去っていくが、かといって、休日に思いを馳せて過ごしてしまってもいいほど短くはない。ごくわずかな時間でも、自分だけの「帰宅後ルーティン」を実践すれば、積み積み大きな成果になることだろう。

「自らの手でこの人生を変えていけるかもしれない」「平凡な日常が180度変わり、充実した毎日を過ごせるようになるかもしれない」と、大人の胸をときめかせてくれる一冊である。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>